

令和4年9月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会説明資料

(予算関係及び条例等関係)

農林水産部

目 次

1 予算関係

令和4年度熊本県一般会計補正予算（第6号）（議案第1号）

令和4年度熊本県一般会計補正予算（第7号）（議案第60号）

（1）令和4年度9月補正予算について

総 括 表	-----	3
畜 産 課	-----	4
農 地 ・ 担 手 支 援 課	-----	5
農 村 計 画 課	-----	6
農 地 整 備 課	-----	7
む ら づ く り 課	-----	8
林 業 振 興 課	-----	9
森 林 保 全 課	-----	10
水 産 振 興 課	-----	11
漁 港 漁 場 整 備 課	-----	14

（2）令和4年度繰越明許費の設定について----- 15

2 市町村負担金関係（議案第20号～議案第22号）

農 林 水 産 政 策 課 ----- 1 6

3 報告関係

経営状況を説明する書類の提出（報告第21号～報告第26号）

農 産 園 芸 課 ----- 2 3

畜 産 課 ----- 2 7

農 地 ・ 担 い 手 支 援 課 ----- 3 1

森 林 整 備 課 ----- 3 5

林 業 振 興 課 ----- 3 9

水 産 振 興 課 ----- 4 3

※資料凡例（本議会に提出した補正予算の内容が、下表に該当する場合に資料説明欄に左欄の記号を記載。）

新	(1) 事業自体が新設の場合、事業名の前に新と表記 (2) 事業の一部が新規の場合、事業説明文中、新たに実施する事業内容の前に新と表記
コロナ対策	新型コロナウイルス感染症に対応する施策
7月豪雨	令和2年7月豪雨による被害に対応する施策
追号	令和4年度熊本県一般会計補正予算（第7号）（議案第60号）

令和4年度9月補正予算総括表

1 一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	9月補正額 (議案第1号) (B)	財源内訳				9月補正額 (議案第60号) (C)	財源内訳				計 (A) + (B) + (C)
			特定財源			一般財源		特定財源			一般財源	
			国庫支出金	地方債	その他			国庫支出金	地方債	その他		
農林水産政策課	747,252											747,252
団体支援課	2,492,212											2,492,212
流通アグリビジネス課	653,996											653,996
農業技術課	5,600,545											5,600,545
農産園芸課	3,870,478											3,870,478
畜産課	1,775,393	730			960	△ 230						1,776,123
農地・担い手支援課	4,132,628	3,161			3,161							4,135,789
農村計画課	3,259,527	3,067	1,000		76	1,991						3,262,594
農地整備課	19,145,992	205,224	204,000		46	1,178						19,351,216
むらづくり課	7,058,119	8,332			11,995	△ 3,663						7,066,451
技術管理課	527,091											527,091
森林整備課	4,279,477											4,279,477
林業振興課	4,097,202	654,924	654,924									4,752,126
森林保全課	11,207,181	342,295	138,133	169,000		35,162						11,549,476
水産振興課	2,516,302	50,820				50,820	139,895	44,800			95,095	2,707,017
漁港漁場整備課	2,520,333	14,500	11,600			2,900						2,534,833
合計	73,883,728	1,283,053	1,009,657	169,000	16,238	88,158	139,895	44,800			95,095	75,306,676

2 特別会計

団体支援課	966,896											966,896
合計	966,896											966,896

3 合計

農林水産部	74,850,624	1,283,053	1,009,657	169,000	16,238	88,158	139,895	44,800			95,095	76,273,572
-------	------------	-----------	-----------	---------	--------	--------	---------	--------	--	--	--------	------------

令和4年9月農林水産常任委員会予算説明資料
(令和4年度9月補正予算)

課 名 畜 産 課

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	地方債	その他		
19	畜産振興費	600,890	730	601,620			960	△ 230	
	国庫支出金 返納金		730	730			960	△ 230	公社営畜産基地建設事業国庫返納金 ・ 公社営畜産基地建設事業で整備した施設の 処分に伴う国庫支出金返納金
	課 計	1,775,393	730	1,776,123			960	△ 230	

令和4年9月農林水産常任委員会予算説明資料
(令和4年度9月補正予算)

課名 農地・担い手支援課

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明
					特定財源		一般財源	
					国庫支出金	地方債		
18	農業総務費	1,351,894	3,161	1,355,055			3,161	
	国庫支出金 返納金		713	713			713	農地集積加速化事業国庫返納金 ・ 機構集積協力金交付事業費補助金の返還に伴う国庫支出金返還金
	農用地利用 集積等推進 基金積立金	60	2,448	2,508			2,448	農用地利用集積等推進基金造成事業 ・ 機構集積協力金の返還に伴う返還金の基金積立
課計		4,132,628	3,161	4,135,789			3,161	

令和4年9月農林水産常任委員会予算説明資料
(令和4年度9月補正予算)

課名 農 村 計 画 課

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国庫支出金	地方債	その他		
20	土地改良費	2,532,906	3,067	2,535,973	1,000		76	1,991	
	国営事業 継続地区 推進調査費	3,569	1,000	4,569	1,000				広域基盤整備推進事業 ・ 国営土地改良事業実施地区の農地の利用促進に向けた土地利用状況調査等に要する経費
	農業農村整備 調査計画費	946,245	2,000	948,245				2,000	⑨田んぼダム普及・拡大推進事業 ・ 田んぼダムの推進に向けて地域における効率的な取組みをけん引する人材育成等に要する経費 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">7月豪雨</div>
	国庫支出金 返納金		67	67			76	△ 9	土地改良区体制強化事業国庫返納金 ・ 土地改良区体制強化事業の補助金額確定に伴う国庫支出金返納金
課 計		3,259,527	3,067	3,262,594	1,000		76	1,991	

令和4年9月農林水産常任委員会予算説明資料
(令和4年度9月補正予算)

課名 農地整備課

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明			
					特定財源			一般財源				
					国庫支出金	地方債	その他					
20	農地総務費	1,152,247	24	1,152,271			46	△ 22				
	国庫支出金 返納金	54,978	24	55,002			46	△ 22	土地改良事業国庫支出金等返納金 ・ 農業農村整備事業の事業費確定に伴う国庫 支出金返納金			
28	農地災害 復旧費	4,133,100	205,200	4,338,300	204,000			1,200				
	団体営農地等 災害復旧費	1,972,100	205,200	2,177,300	204,000			1,200	団体営農地等災害復旧事業費 ・ 令和4年7月の大雨等により被災した農地 や農業用施設の復旧を行う市町村等に対する 助成			
	県営農地等 災害復旧費								県営農地等災害復旧事業費 (芦北町) 広域農道の復旧工事 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>期間</th> <th>限度額</th> </tr> <tr> <td>令和5年度 ～令和6年度</td> <td>800,000</td> </tr> </table>	期間	限度額	令和5年度 ～令和6年度
期間	限度額											
令和5年度 ～令和6年度	800,000											
課計		19,145,992	205,224	19,351,216	204,000		46	1,178				

令和4年9月農林水産常任委員会予算説明資料
(令和4年度9月補正予算)

課名 むらづくり課

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源				一般財源
					国庫支出金	地方債	その他		
18	農作物対策費	892,231	1,005	893,236			1,005		
	国庫支出金 返納金		1,005	1,005			1,005	鳥獣被害防止総合対策交付金国庫返納金 ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金の事業費確定に伴う国庫支出金返納金	
20	土地改良費	3,619,158	7,327	3,626,485			10,990	△ 3,663	
	国庫支出金 返納金		7,327	7,327			10,990	△ 3,663	多面的機能支払事業国庫返納金 ・ 多面的機能支払交付金の事業費確定に伴う国庫支出金返納金
課計		7,058,119	8,332	7,066,451			11,995	△ 3,663	

令和4年9月農林水産常任委員会予算説明資料
(令和4年度9月補正予算)

課名 林業振興課

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源				一般財源
					国庫支出金	地方債	その他		
21	林業振興費 指導費	550,763	29,512	580,275	29,512				
	林業・木材産業振興費 施設等整備費	72,002	29,512	101,514	29,512			林業・木材産業生産性強化対策事業（R3経済対策分） ・ 木材製品の国際競争力を強化するための施設等整備に対する助成	
28	林道災害復旧費	1,712,394	625,412	2,337,806	625,412				
	現年林道災害復旧費	480	625,412	625,892	625,412			現年林道災害復旧事業 ・ 現年発生 of 災害により被災した林道の復旧を行う市町村に対する助成	
課計		4,097,202	654,924	4,752,126	654,924				

令和4年9月農林水産常任委員会予算説明資料
(令和4年度9月補正予算)

課名 森 林 保 全 課

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	地方債	その他		
21	治 山 費	9,391,730	342,295	9,734,025	138,133	169,000		35,162	
	緊急治山費	2,776,228	214,452	2,990,680	138,133	68,000		8,319	緊急治山事業 ・ 豪雨等により発生した山地災害の復旧に要する経費
	単県治山費	157,800	116,073	273,873		101,000		15,073	1 単県治山事業（県営事業） ・ 豪雨等により発生した国庫補助の対象とならない山地災害（保安林内）の復旧に要する経費 111,345 [14,345 (県) 97,000 (県債)] 2 単県治山事業（市町村営事業） ・ 豪雨等により発生した国庫補助の対象とならない山地災害（保安林外）の復旧を行う市町村に対する助成 4,728 [728 (県) 4,000 (県債)]
	治山調査費	31,900	11,770	43,670				11,770	治山調査計画 ・ 令和2年7月豪雨により被災した五木地区の森林における治山計画策定に要する経費 7月豪雨
	課 計	11,207,181	342,295	11,549,476	138,133	169,000		35,162	

令和4年9月農林水産常任委員会予算説明資料
(令和4年度9月補正予算)

課名 水産振興課

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源				一般財源
					国庫支出金	地方債	その他		
22 追号 4	水産業振興費	747,793	190,715	938,508	44,800			145,915	
	水産物流通 対策事業費	37,755	26,516	64,271				26,516	⑧純粹な県産あさりの流通戦略推進事業 ・ 「熊本県産あさりを守り育てる条例」に基づく「熊本モデル」による流通監視体制の構築及び同モデルの普及に要する経費
	水産資源保護 育成事業費	470,146	22,804	492,950				22,804	⑧県産あさり資源回復事業 ・ 「熊本県産あさりを守り育てる条例」に基づく県産あさりの資源回復に取り組む漁協等に対する支援
	漁場環境等 対策事業費	28,904	139,895	168,799	44,800			95,095	⑧赤潮被害経営再建緊急支援事業 ・ 令和4年7月から8月に八代海等で発生したカレニア赤潮で甚大な被害を受けた養殖業者の早期事業再開に対する支援 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">コロナ対策(一部)</div> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">追号</div>
	栽培事業費 運 営 費	13,151	1,500	14,651				1,500	種苗生産施設整備費 ・ 台風4号により被災した牛深種苗生産施設の海面いかだの修繕に要する経費
課 計		2,516,302	190,715	2,707,017	44,800			145,915	

赤潮被害にあった養殖業者の早期事業再開等に向けた支援 新

予算額1億40百万円 (95百万円)
赤潮被害経営再建緊急支援事業 [水産振興課]

- 令和4年7月にカレニア赤潮が発生し、養殖のシマアジやトラフグなどが大量にへい死。被害額は約19億円となり、平成12年度に次ぐ、過去2番目の大きな被害となった。新型コロナウイルスの感染拡大による売上減少、原油価格及び物価高騰が続く中で、赤潮被害で、本県養殖業者は、非常に厳しい経営を強いられている。
- 本県水産業の中心となる養殖業が持続可能な産業として維持・発展できるよう、共済加入促進と必要な支援を行う。

<赤潮の発生及び被害状況>

(1) カレニア赤潮の発生状況について

7月27日：天草市御所浦町地先で、警報発令基準値（海水1ml当たり1,000細胞以上）を超えるカレニアを確認。八代海に赤潮警報を発令。

8月8日：津奈木町から被害発生第一報あり。

8月12日：上天草市からも被害発生第一報あり。

8月15日：天草市志村地先で、警報発令基準値を超えるカレニアを確認。有明海にも赤潮警報を発令。

8月31日：8月29～30日の調査でカレニアの細胞数が警報解除基準（海水1ml当たり100細胞未満）に達したため、赤潮警報を解除。



海域における赤潮状況

(2) 被害状況について

平成12年に次いで、過去2番目となる、約19億円（R4.9.9現在）の大規模な被害が発生
養殖魚214.8万尾、養殖貝類76.8万個がへい死

本県における過去に発生した赤潮被害の発生状況

年	原因赤潮	被害額 (百万円)	被害数 (千尾又は千個)	主な被害魚種
H2	シャットネラ	1,054	872	ブリ、マダイ
H12	コックロディニウム カレニア、シャットネラ	4,014	3,115	ブリ、カンパチ、シマアジ、 トラフグ、アワビ
H14	ヘテロカプサ	91	1,651	アコヤガイ
H15	シャットネラ	619	412	ブリ、トラフグ、カンパチ
H21	シャットネラ	870	621	ブリ、トラフグ、カンパチ
H22	シャットネラ	1,595	1,081	ブリ、カンパチ、シマアジ
R4	カレニア	1,925	2,916	シマアジ、トラフグ、カンパチ マダイ、アコヤガイ

<目的・概要>

- (1)へい死魚処理支援
市町が行うへい死魚処理に要する経費を支援。
 - (2)中間魚購入支援
養殖業者が早期事業再開に必要な中間魚を購入する際の経費を支援。
※養殖共済未加入の養殖業者に対しては、養殖共済加入を条件に支援
 - (3)赤潮の早期駆除に必要な駆除剤購入支援
今後の赤潮発生に備え、赤潮プランクトンの駆除剤を購入する経費を支援。
- 事業費 (1)0.4百万円 (2)135百万円 (3)4百万円
- 事業主体 (1)市町（上天草市、天草市、芦北町、津奈木町）
(2)養殖業者、漁業協同組合
(3)熊本県海水養殖漁業協同組合
- 事業期間 令和4年度
- 負担割合 (1)県1/3、市町2/3
(2)共済で補填できない部分の1/2を県と市町で按分
※1/3をコロナ被害を考慮し、1/2に拡充 一部コロナ臨時交付金
(3)県10/10

【既存制度】

金融制度

国制度（H28創設）による
資金繰り支援
・漁業近代化資金
・農林漁業セーフティネット資金
⇒漁業経営基盤強化金融支援事業により無利子化

養殖共済

養殖水産動植物の死亡、
流失等による損害（養殖
経費の一部）を補償
※国・県・市町の補助により、
漁業者の掛金負担 約3割
※赤潮特約は漁業者負担ゼロ
(国 2/3と県 1/3[R4：
22,356千円]で全額負担)

<イメージ図>

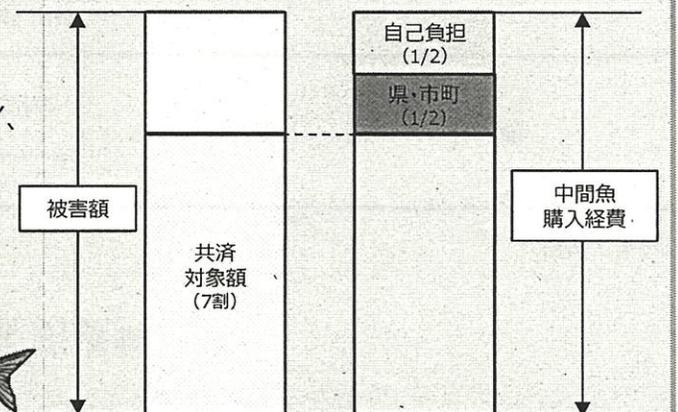
中間魚購入支援について

○補助対象魚種

養殖共済の対象魚種（ブリ、マダイ、
トラフグ、カンパチ、シマアジ、マアジ、
カワハギ、アコヤガイ）

○補助対象経費

中間魚の購入に要する経費



赤潮被害への支援策について

水産振興課

1. 共済掛金への支援

① 取組内容

ア 漁業共済加入促進支援事業

- ・ 漁業者*が支払う共済掛金について、国庫補助(最大掛金の7割)額の 10%分を市町・県で上乗せ補助(市町・県が2分の1ずつ負担)。

※ 持続的な漁業生産や養殖生産を目指して、漁協が資源管理方策や養殖可能尾数などを定めた計画に参画している漁業者のこと。

- ・ 共済掛金の概ねの負担割合(地区内の対象漁業者が全て加入・契約率100%の場合)

<養殖共済>(赤潮特約を含む)

漁業者 31%、国 51%、県 17%、市町 1%

イ 赤潮特約掛金補助

- ・ 通常、赤潮による損害は補償しないが、赤潮特約を締結した場合は対象となる。
- ・ 漁業者負担ゼロ。

② 県予算額

- ア 6,811千円(うち掛金への補助予算額 5,987千円)
 (" 加入促進活動経費の助成等 824千円)
 イ 22,356千円(うち掛金への補助予算額 22,356千円)

2. 赤潮の観測と養殖業者などへの周知

① 取組内容

国、県、漁協が連携して、八代海における赤潮モニタリング調査及び漁場環境調査等を実施。赤潮が発生した場合、多くの漁業関係者が漁場監視の目となり、SNS等を通じて赤潮情報を共有。

② 県予算額

- ア 赤潮対策事業費 (R4当初) : 1,121千円
 イ 漁場環境モニタリング事業 (R4当初、水研) : 4,455千円

3. 赤潮防除剤の配備

① 取組内容

赤潮発生時に散布するプランクトン防除剤(粘土など)の購入経費支援。

② 県予算額

- ア 赤潮早期対策事業 (R4当初) : 3,879千円
 ・ 県海水養殖漁協が行う赤潮防除作業(粘土の散布など)を支援。
 イ 赤潮被害経営再建緊急支援事業(粘土補填事業) (R4.9補) : 4,320千円
 ・ 粘土などの購入経費を支援。

4. 低利・無利子の融資

① 取組内容

運転資金と種苗購入資金の融資制度が活用できる。

貸付金利は、国及び県による無利子化措置あり。

- ・ 運転資金(農林漁業セーフティネット資金)

貸付限度額 : 新型コロナ禍等 ⇒ 年間経営費12/12 (A)

原油価格・物価高騰 ⇒ 年間経営費 6/12 (B)

※(A)と(B)は別枠、合算して18/12とすることが可能

償還期間 : 15年以内(うち据置3年以内)

- ・ 種苗購入資金(漁業近代化資金)

貸付限度額 : 個人9千万円、法人3億6千万円

償還期間 : 5年以内(うち据置2年以内)

※ 国及び県から融資機関に対して、被害漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等に係る丁寧な対応を要請済み。

② 県予算額

- 新型コロナウイルス対策経営安定資金(漁業:農林漁業セーフティネット資金分)
 R4当初予算 融資枠 26.7億円(予算額 6,252千円)
 6月補正(原油価格物価高騰対策分) 融資枠 10.0億円(予算額 211千円)

5. へい死魚の処理費用支援

① 取組内容

市町が行うへい死魚処理に要する経費を支援。

② 県予算額

- ア 赤潮被害経営再建緊急支援事業(へい死魚処理事業) (R4.9補) : 400千円

6. 新たな種苗・中間魚の導入支援

① 取組内容

養殖業者が早期事業再開に必要な中間魚を購入する際の経費を支援。

- ・ 共済で補填できない部分の1/2*を県と市町で按分。

※ 1/3 をコロナ被害を考慮し、1/2 に拡充(一部にコロナ臨時交付金を活用)。

- ・ 養殖共済未加入の養殖業者に対して、養殖共済加入を条件に支援。

② 県予算額

- ア 赤潮被害経営再建緊急支援事業(中間魚購入支援事業) (R4.9補) : 135,175千円
 (県予算額: 中間魚支援 134,400千円、事務費 775千円)

令和4年当初予算 : 45,085千円
 令和4年9月補正予算 : 139,895千円 総計 : 184,980千円

令和4年9月農林水産常任委員会予算説明資料
(令和4年度9月補正予算)

課名 漁港漁場整備課

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
					特定財源				一般財源
					国庫支出金	地方債	その他		
22	漁港建設管理費	1,906,928	14,500	1,921,428	11,600			2,900	
	海岸漂着物等 地域対策推進 事業費	86,700	14,500	101,200	11,600			2,900	海域漂流・海岸漂着物地域対策事業 ・ 令和2年7月豪雨の影響により海底に沈んだ流木等の回収・処分及び一部流失・破損した漂流物対策フェンスの再設置に要する経費 7月豪雨(一部)
	課計	2,520,333	14,500	2,534,833	11,600			2,900	

令和4年度9月補正予算
 (令和4年度繰越明許費)

(単位：千円)

議案の頁数	款	項	設定額	関係課
5	農林水産業費	農地費	3,530,000	農地整備課
		林業費	3,946,700	林業振興課、森林保全課
		計	7,476,700	
	災害復旧費	農林水産業災害復旧費	160,000	農地整備課
		計	160,000	
合計			7,636,700	

第 20 号

令和 4 年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金 (地方財政法関係) について

令和 4 年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額 (地方財政法関係) を次のとおり定めることとする。

令和 4 年 9 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 かんがい排水事業 (水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (令和 2 年度以前採択地区分) (県営土地改良事業として実施するものを除く。)に限る。)	工事費の 100 分の 25 に相当する金額
2 かんがい排水事業 (水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (令和 3 年度以降新規採択地区分) (県営土地改良事業として実施するものを除く。)に限る。)	工事費の 100 分の 21 に相当する金額
3 経営体育成基盤整備事業 (農業生産基盤整備に係るものを除く。)	工事費の 100 分の 22.5 に相当する金額
4 中山間地域総合整備事業 (農業生産基盤整備に係るものを除く。)	工事費の 100 分の 15 に相当する金額
5 地域密着型農業基盤整備事業 (かんがい排水事業関連)	工事費の 100 分の 25 に相当する金額
6 地域密着型農業基盤整備事業 (経営体育成基盤整備事業関連 (一般地域に限る。))	工事費の 100 分の 22.5 に相当する金額
7 地域密着型農業基盤整備事業 (経営体育成基盤整備事業関連 (法指定地域に限る。))	工事費の 100 分の 17.5 に相当する金額
8 地域密着型農業基盤整備事業 (ほ場整備事業関連)	工事費の 100 分の 25 に相当する金額
9 地域密着型農業基盤整備事業 (畑地帯総合整備事業関連 (国営関連地区に限る。))	工事費の 100 分の 20 に相当する金額
10 地域密着型農業基盤整備事業 (畑地帯総合整備事業関連 (国営関連地区を除く。))	工事費の 100 分の 25 に相当する金額
11 地域密着型農業基盤整備事業 (中山間地域	工事費の 100 分の 15 に相当

総合整備事業関連)		する金額
1 2	地域密着型農業基盤整備事業 (農道事業関連)	工事費の100分の10に相当する金額
1 3	地域密着型農業基盤整備事業 (防災ダム事業関連 (防災ダム))	工事費の100分の6に相当する金額
1 4	地域密着型農業基盤整備事業 (防災ダム事業関連 (地震ため池))	工事費の100分の11に相当する金額
1 5	地域密着型農業基盤整備事業 (ため池等整備事業関連 (一般))	工事費の100分の21に相当する金額
1 6	地域密着型農業基盤整備事業 (ため池等整備事業関連 (河川工作物))	工事費の100分の8に相当する金額
1 7	地域密着型農業基盤整備事業 (湛水防除事業関連 (平成17年度以前採択分 (法指定地域を除く。)))	工事費の100分の19.5に相当する金額
1 8	地域密着型農業基盤整備事業 (湛水防除事業関連 (平成17年度以前採択分 (法指定地域に限る。)))	工事費の100分の14.5に相当する金額
1 9	地域密着型農業基盤整備事業 (湛水防除事業関連 (平成18年度から平成21年度までの新規採択分))	工事費の100分の8に相当する金額
2 0	地域密着型農業基盤整備事業 (湛水防除事業関連 (平成22年度以降新規採択分))	工事費の100分の18に相当する金額
2 1	地域密着型農業基盤整備事業 (農地保全事業関連 (平成17年度以前採択分))	工事費の100分の25に相当する金額
2 2	地域密着型農業基盤整備事業 (農地保全事業関連 (平成18年度以降新規採択分))	工事費の100分の21に相当する金額
2 3	地域密着型農業基盤整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業関連 (一般地域に限る。))	工事費の100分の15に相当する金額
2 4	地域密着型農業基盤整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業関連 (法指定地域に限る。))	工事費の100分の10に相当する金額
2 5	地域密着型農業基盤整備事業 (海岸保全事業関連)	工事費の100分の5に相当する金額
2 6	地域密着型農業基盤整備事業 (災害復旧関連)	工事費の100分の50に相当する金額

連)	する金額
2 7 地域密着型農業基盤整備事業 (農地等災害復旧事業関連 (施設関連))	工事費の100分の0.3に相当する金額
2 8 地域密着型農業基盤整備事業 (農地等災害復旧事業関連 (農地関連))	工事費の100分の1.35に相当する金額
2 9 水産流通基盤整備事業	工事費の100分の5に相当する金額
3 0 漁港施設機能強化事業	工事費の100分の5に相当する金額
3 1 水産環境整備事業	工事費の100分の10に相当する金額
3 2 水産生産基盤整備事業 (離島の外郭施設及び水域施設を除く。)	工事費の100分の5に相当する金額
3 3 漁村再生交付金事業	工事費の100分の10に相当する金額
3 4 単県漁港改良事業	工事費の3分の1に相当する金額

(提案理由)

令和4年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 21 号

令和4年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について

令和4年度において熊本県が施行する農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 農地海岸保全事業	工事費の100分の5に相当する金額
2 漁港海岸保全施設整備事業	工事費の100分の5に相当する金額

(提案理由)

令和4年度において熊本県が施行する農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、海岸法(昭和31年法律第101号)第28条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 2 2 号

令和 4 年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について
 令和 4 年度において熊本県が施行する県営土地改良事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 4 年 9 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事 業 名	負担すべき金額
1 かんがい排水事業 (水利施設整備事業 (排水対策特別型及び農地集積促進型) に限る。)	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
2 かんがい排水事業 (水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (令和 2 年度以前採択地区分) に限る。)	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
3 かんがい排水事業 (水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (令和 3 年度以降新規採択地区分) に限る。)	工事費の 100 分の 14 に相当する金額
4 畑地帯総合整備事業 (農業生産基盤整備に係るものに限る。)	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
5 経営体育成基盤整備事業 (農業生産基盤整備に係るものに限る。)	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
6 農道整備事業	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
7 中山間地域総合整備事業 (農業生産基盤整備に係るものに限る。)	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
8 治水防除事業 (法指定地域を除く。)	工事費の 100 分の 18 に相当する金額
9 治水防除事業 (平成 18 年度以降新規採択分 (法指定地域に限る。))	工事費の 100 分の 13 に相当する金額
10 治水防除事業 (平成 17 年度以前採択分 (法指定地域に限る。))	工事費の 100 分の 14.5 に相当する金額
11 農地保全整備事業	工事費の 100 分の 14 に相当する金額
12 ため池等整備事業	工事費の 100 分の 14 に相当する金額
13 ため池緊急整備事業 (一般地域に限る。)	工事費の 100 分の 16 に相当する金額

1 4	ため池緊急整備事業 (法指定地域に限る。)	する金額 工事費の100分の11に相当する金額
1 5	特定農業用管水路等特別対策事業 (美里町の区域を除く。)	工事費の100分の10に相当する金額
1 6	特定農業用管水路等特別対策事業 (美里町の区域に限る。)	工事費の100分の5に相当する金額

(提案理由)

令和4年度において熊本県が施行する県営土地改良事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

報告第 2 1 号

一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の令和3年度決算概要について
農産園芸課

1 基本情報

- (1) 設立の目的
野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づく価格安定事業を行うことにより、野菜生産農家の経営の安定と消費地への野菜の安定供給を図る。

(2) これまでの経緯

- 昭和41年 野菜生産出荷安定法が公布・施行
昭和42年 「財団法人熊本県青果物価格安定資金協会」を設立（野菜生産出荷安定法に基づく）
昭和49年 「社団法人熊本県野菜価格安定資金協会」を設立（財団法人熊本県青果物価格安定資金協会は解散）
平成25年 社団法人から「一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会」へ移行
(3) 設立年月日 昭和49年11月5日
(4) 組織 会員：18団体、役員：15名（理事13名、監事2名）
(R4.6.29現在)
(5) 寄託金 123,970千円（本県の寄託金60,000千円、寄託比率48.4%）

2 決算の概要

(1) 正味財産増減計算書 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで (単位：千円)

科目	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
経常収益 (A)	22,802	0	10,000	32,802
経常費用 (B)	33,314	0	4,016	37,331
当期経常増減額 (C)=A-B	△10,512	0	5,984	△4,528
経常外収益 (D)	0	0	0	0
経常外費用 (E)	0	0	0	0
当期経常外増減額 (F)=D-E	0	0	0	0
他会計振替額 (G)	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額 (H)=C+F+G	△10,512	0	5,984	△4,528
一般正味財産期首残高 (I)	△38,187	0	49,977	11,789
一般正味財産期末残高 (J)=H+I	△48,700	0	55,961	7,261
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額 (K)	1,466	0	0	1,466
指定正味財産期首残高 (L)	290,795	0	0	290,795
指定正味財産期末残高 (M)=K+L	292,261	0	0	292,261
III 正味財産期末残高 J+M				
当期正味財産増減額 H+K	△9,046	0	5,984	△3,062

※単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

- (2) 当期正味財産増減の主な理由
法人全体の今期の正味財産増減額は△3,062千円で、主に公益目的事業会計における減少によるもの。主たる要因は、一般正味財産増減の部において、公益目的事業の実施にかかるとる事業管理費が増加し、寄託金・交付準備金受取利息等の収入が減少しているためであるが、令和5年度から構成団体の負担金を増額する計画をしており、公益目的事業は改善していく見通し。

3 事業実績等

(1) 資金の造成

資金造成については、交付予約数量計画 24,625t に基づき造成額 1,501,253,340円となり、うち 625,541,731円は国の造成分として独立行政法人農畜産業振興機構で積立て、残りの 875,711,609円が本協会の必要造成額となった。

本協会の必要造成額については、前年度からの繰越額 831,765,492円を充当し、差額の 43,946,117円については熊本県、熊本県経済農業協同組合連合会、生産者の3者により造成・払戻した。

(2) 資金の管理及び運用

普通財産及び交付準備金等の資産については、熊本市農業協同組合中央支店を窓口として、普通預金並びに定期預金をもって資金の安全かつ効率的運用を図り、期間中の運用益は定款等の規定に従い管理費等に充当した。

(3) 補給交付金の交付実績

協会が実施している対象野菜のうち、特定野菜供給産地育成事業でアスパラガス等7品目、指定野菜供給産地育成事業で冬春トマト(ミニ)等7品目の平均販売価額が保証基準額を下回ったため、定款及び業務方法書に従い価格差補給交付金 91,029,228円(前年度比 166.1%)を交付した。

報告第 22 号

公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益社団法人熊本県畜産協会の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公益社団法人熊本県畜産協会の令和3年度決算概要について
畜 産 課

1 基本情報

- (1) 設立の目的
畜産業を営む者及びその組織する団体の経営・運営指導、家畜の飼養管理及び保健衛生に関する技術指導、畜産物価格等の安定対策、家畜の改良・登録等を推進して、畜産経営の安定的発展と畜産の振興に寄与し、もって国民への安全・安心な畜産物の安定的供給に資することを目的とする。
- (2) これまでの経緯
平成15年7月1日に価格安定対策や衛生指導など畜産農家を支援・指導する畜産関係5団体の業務効率化等を図るため、社団法人熊本県畜産物価格安定基金協会(昭和43年3月21日設立)を存続団体として再編統合し、社団法人熊本県畜産協会を設立(平成17年7月1日にさらに1団体を統合)。
平成24年4月1日に公益社団法人熊本県畜産協会へ移行。
- (3) 設立年月日 昭和43年3月21日
- (4) 組 織 役員：理事20人、監事4人
社員：71社(熊本県、市町村43、農協中央会、農協連3、その他23)
職員等：36人(職員16人、嘱託16人、臨時4人)
- (5) 基本財産 389,130千円(本県の出資額160,000千円、出資比率41.1%)

2 決算の概要

- (1) 正味財産増減計算書 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
(単位：千円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会 計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
経常収益 (A)	1,136,730	37,718	11,856	1,186,304
経常費用 (B)	1,141,053	37,750	7,680	1,186,482
当期経常増減額 (C)=A-B	△4,322	△32	4,176	△178
経常外収益 (D)	17,173	0	0	17,173
経常外費用 (E)	17,173	0	81	17,254
当期経常外増減額 (F)=D-E	△0	0	△81	△81
他会計振替額 (G)	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額 (H)=C+F+G	△4,323	△32	4,095	△260
一般正味財産期首残高 (I)	△2,204	△6,259	171,634	163,171
一般正味財産期末残高 (J)=H+I	△6,526	△6,291	175,729	162,912
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額 (K)	287,972	0	0	287,972
指定正味財産期首残高 (L)	1,783,473	0	0	1,783,473
指定正味財産期末残高 (M)=K+L	2,071,445	0	0	2,071,445
III 正味財産期末残高 J+M				
当期正味財産増減額 H+K	283,649	△32	4,095	287,713

※単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

- (2) 当期正味財産増減の主な理由
肉用牛肥育経営安定制度の生産者負担金は、令和2年4月以降、納付が猶予されていたが、全国の牛枝肉価格相場が一定以上回復したことを受け、令和3年6月から生産者負担金の納付が再開した。このことにより積立金が前年度より大きく増加した。また、同制度の交付額も積立金と比較して少なかったことから、当期正味財産は増加した。

3 事業実績等

- (1) 地域振興に資する畜産経営体の育成・経営支援及び畜産に関する情報の提供・普及啓発の推進(公益目的事業1)
畜産経営に対する経営技術指導、補助事業及び調査研究に関する事業を実施。
○主な取組
・ 県受託事業
畜産経営技術高度化推進事業(畜産経営技術指導、畜産経営関係情報の提供等)
・ (独) 農畜産業振興機構補助事業
肉用牛経営安定対策補完事業(中核的繁殖経営の育成121頭、肉用牛ヘルパー推進3組合、地方特定品種の生産基盤の維持強化11牧野組合等)
・ (公社) 中央畜産会受託事業
畜産クラスター機械導入推進事業(畜産クラスター計画に基づき機械導入の要望調査・申請等の実施 要望台数423台)
・ (一社) 全国肉用牛振興基金協会受託事業
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(生産基盤拡大加速化事業(肉用牛)) (畜産クラスター計画に基づき優良繁殖雌牛増頭に奨励金を交付1,852頭)
(2) 国民生活の安全安心に資する家畜衛生対策の推進(公益目的事業2)
家畜衛生の推進に係る特定の家畜疾病の清浄化対策や予防対策、家畜伝染病発生に対応する生産者互助基金制度の推進等を実施。
○主な取組
・ 国及び県補助事業
家畜生産農場衛生対策事業(牛異常産ワクチン接種48.4千頭) 他
獣医師養成確保修学資金給付事業(獣医学専攻学生への修学資金給付15人)
自衛防疫強化総合対策事業(特定疾病損耗防止予防接種100千頭) 他
・ (独) 農畜産業振興機構補助事業
家畜防疫互助基金支援事業(互助事業加入実績2,904戸、加入率91%) ほか
(3) 国民生活の物価安定に資する畜産物価格安定対策の推進(公益目的事業3)
肉用子牛生産者補給金並びに肉用牛肥育経営への肥育牛補填金に係る生産者積立金の管理及び交付等業務を実施。
○主な取組
・ 肉用子牛生産者補給金制度
(契約者2,126戸、契約頭数40,458頭、補給金交付実績3頭、68,100円)
・ 肉用牛肥育経営安定交付金制度
(契約者298戸、契約頭数36,140頭、補填金交付実績8,768頭、222,217千円)
(4) 畜産経営の安定に資する家畜の改良・登録の推進(収益事業等)
家畜改良のための登録・登記の推進、肉用牛の産肉能力の統計的な分析・評価と繁殖農家等への情報提供、国や県が推進する改良増殖事業等への参画。

議案書頁数 [条 137]

(課名) 農地・担い手支援課

報告第 23 号

公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団
法人熊本県農業公社の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類
を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公益財団法人熊本県農業公社の令和3年度決算概要について
農地・担い手支援課

1 基本情報

- (1) 設立の目的
熊本県農業の発展と農家経営の安定向上に寄与することを目的として、以下の事業を行う。
ア 農地保有の合理化・畜産基盤の整備による農業経営基盤の強化等、農業構造及び農業就業構造の改善
イ 農業後継者の育成確保
ウ 農業公園の管理運営

(2) これまでの経緯

- 昭和46年1月6日 社団法人熊本県畜産開発公社を設立
昭和46年6月16日 財団法人熊本県農地管理公社を設立
平成15年4月1日 財団法人熊本県農地管理公社と社団法人熊本県畜産開発公社が統合し、併せて県農業公園の管理運営を行う財団法人熊本県農業公社を設立
平成22年12月24日 財団法人熊本県農業後継者育成基金と合併
平成24年4月1日 財団法人熊本県農業後継者育成基金と合併
平成26年3月5日 農地中間管理機構の指定を受け、平成26年度から農地中間管理事業を実施

- (3) 設立年月日 昭和46年6月16日

- (4) 組織 役員等：評議員8人、理事9人、監事3人
職員等：77人(職員11人(うち3人県職員派遣)、嘱託・臨時66人)

- (5) 基本財産 538,486千円(本県の出資額255,000千円、出資比率47.4%)

2 決算の概要

(1) 正味財産増減計算書 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで (単位：千円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
経常収益 (A)	2,122,544	103,763	11,865	2,238,172
経常費用 (B)	2,122,399	102,101	11,998	2,236,498
当期経常増減額 (C)=A-B	145	1,662	△133	1,674
経常外収益 (D)	0	0	0	0
経常外費用 (E)	0	0	0	0
当期経常外増減額 (F)=D-E	0	0	0	0
他会計振替額 (G)	789	△922	133	-
当期一般正味財産増減額 (H)=C+F+G	934	740	0	1,674
一般正味財産期首残高 (I)	△660	△451	160,385	159,274
一般正味財産期末残高 (J)=H+I	274	289	160,385	160,948
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額 (K)	298	0	0	298
指定正味財産期首残高 (L)	404,507	0	130,213	534,720
指定正味財産期末残高 (M)=L+K	404,806	0	130,213	535,019
III 正味財産期末残高 J+M	405,079	289	290,599	695,967
当期正味財産増減額 H+K	1,232	740	0	1,972

※単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

- (2) 当期正味財産増減の主な理由
 法人全体の今期の正味財産増減額は1,972千円の増で、主に公益目的事業会計における増加によるもの。主たる要因は、農地売買等事業（農地中間管理事業の特例事業）の黒字及び収益事業等会計からの振替によるものであり、当該余剰金は次年度に公益目的事業で使用する予定である。

3 事業実績等

- (1) 農地中間管理等事業
 ア 農地中間管理事業
 ・ 農地の貸借 (単位：件、ha)

年度	借入実績		貸付実績	
	件数	面積	件数	面積
R3	3,116	1,326	1,868	1,449

- イ 農地集積加速化事業（県指定農地集積重点地区等24地区で取り組む。）
 農地集積専門員（11人）の設置 農地集積の実現：431ha
- (2) 農地中間管理機構の特例事業（農地売買等事業） (単位：件、ha、百万円)
 ア 農地売買等事業

年度	買 入 実 績			売 渡 実 績		
	件数	面積	金額	件数	面積	金額
R3	406	128	793	384	153	1,000

- (3) 新規就農支援事業
 ア 就農相談員（3人）による相談活動
 イ 就農相談会を熊本市等で開催（開催回数：8回）
 ウ 他団体主催の相談会（東京、大阪等）への参加（参加回数：4回）
 エ 各地域就農支援アドバイザー（11名）の設置と助言活動
- } 相談件数 745件

- (4) 熊本県農業公園管理運営等事業

■ 農業公園の概要	
・ 開園日	平成3年8月
・ 総面積	27.9ヘクタール
・ 主な施設	バラ園：550種3,500株のバラを植栽し秋にバラまつりを開催 芝生広場：3.6ヘクタール、憩いの場を提供、イベントの実施 体験農園：落花生、甘藷等の植え付け 収穫作業等の体験の場を提供
・ 指定管理	平成18年度より指定管理者として農業公社が管理（4期目）

- ア 公園管理実績 管理費 102百万円（参考：指定管理委託料66.8百万円）
 ・ 芝生、バラ等の花きや樹木植栽、清掃等の管理
 ・ 自主イベント（秋のバラまつり等）、誘致イベント（JA植木まつり等）等の開催
 ・ 体験農園や食の体験活動の実施

- イ 入園者実績
 ・ 新型コロナウイルス感染症対策（イベント内容の一部変更や人数制限等）を行いつながり、自主イベント及び誘致イベントの一部を開催し、令和3年度の入園者数は約30万人（対前年度比202%）となった。
 ・ 体験農園については、幼稚園児や保育園児等を対象とした取組みを実施し、約4.8千人が参加。

<参考：入園者状況の推移>

H28年度：47.2万人、H29年度：47.2万人、H30年度：51.0万人、
 R1年度：42.8万人、R2年度：15.0万人、R3年度：30.3万人

報告第 24 号

公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益社団
法人熊本県林業公社の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類
を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公益社団法人熊本県林業公社の令和3年度決算概要について

森林整備課

1 基本情報

- (1) 設立の目的
国土の保全及び環境の保全に配慮した造林、育林等に関する事業を行うことにより、森林のもつ公益的機能の維持増進を図り、林業の活性化と山村地域の振興並びに住民生活環境の向上に寄与することを目的とする。
- (2) これまでの経緯
昭和36年
旧泉村五家荘地区での投機的な山林売買や無計画な伐採に対処し、計画的な造林を推進するため、分収林特別措置法に基づき、県主導のもと「社団法人五家荘林業公社」として設立
松くい虫被害地の跡地造林等を進めるため、業務範囲を県内一円とする「社団法人熊本県林業公社」に改組
分収林特別措置法に基づく森林整備法人に認定
公益社団法人へ移行
昭和46年
昭和60年
平成25年4月1日
昭和36年1月23日
役員：理事13名、監事2名(理事長は副知事)
社員：44名(熊本県、市町村29、熊本県森林組合連合会、森林組合13)職員等：12名(プロパー4名、県派遣2名、嘱託6名)
(5) 基本財産
17,100千円(本県の出資額7,700千円、出資比率45%)
(6) 管理経営の状況
契約件数 1,417件、契約面積 約9,082ha (令和3年度末現在)

2 決算の概要

- (1) 正味財産増減計算書 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで (単位:千円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会社計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
經常収益 (A)	222,609	112,894	4,054	339,557
經常費用 (B)	539,421	112,894	11,922	664,237
森林資産勘定振替額(B')	318,920	0	0	318,920
当期經常増減額(C)=A-B+B'	2,108	0	△7,868	△5,760
經常外収益 (D)	0	0	0	0
經常外費用 (E)	160,531	0	0	160,531
当期經常外増減額(F)=D-E	△160,531	0	0	△160,531
他会計振替額 (G)	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額(H)=C+F+G	△158,422	0	△7,868	△166,291
一般正味財産期首残高 (I)	△680,008	△3,648	△72,775	△756,431
一般正味財産期末残高 (J)=H+I	△838,431	△3,648	△80,643	△922,722
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額 (K)	194,471	0	0	194,471
指定正味財産期首残高 (L)	961,173	0	0	961,173
指定正味財産期末残高 (M)=K+L	1,155,644	0	0	1,155,644
III 正味財産期末残高 丁ⅡI				
当期正味財産増減額 H+K	317,213	△3,648	△80,643	232,922
	36,049	0	△7,868	28,180

※単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

- (2) 当期正味財産増減の主な理由
法人全体の今期の当期正味財産増減額は28,180千円の増で、主に公益目的事業会計における増加によるもの。主たる要因は、除間伐の事業量が増加したためである。

【参考】

● 貸借対照表 令和4年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	231,069	流動負債	837,407
固定資産	31,664,316	固定負債	30,825,055
		正味財産	232,922
合計	31,895,384	合計	31,895,384

● 収支計算書 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで (単位：千円)

支出の部		収入の部	
科目	金額	科目	金額
事業費	473,399	事業収入	332,081
管理費	83,760	補助金収入	191,595
内訳		会費収入、負担金収入	9,537
人件費	58,597	特定資産運用収入、雑収入	815
その他	25,163		
支払利息	90,924		
小計	648,084	小計	534,028
借入金返済支出	725,795	借入金収入	816,999
その他	2,303	その他	829
		前年度繰越収支差額	177,449
合計	1,376,181	合計	1,529,305

3 事業実績等

(1) 分収契約による森林整備

林業公社では、林業公社が費用を負担して造林、保育、管理を行い、伐採時に立木の販売収入を土地所有者と分け合う「分収契約」方式により森林整備を実施している。これらの森林資源が充実しつつあることを踏まえ、利用間伐への取組みを強化し、収入確保を図りながら森林整備を推進した。

● 主要事業の実績 (令和3年度)

事業種	新植	下刈・つる切	除間伐	利用間伐	作業道整備
事業量 (ha・m)	0	0	156	242	14,910
事業費 (千円)	0	0	28,303	325,143	617

(2) 受託事業の実施

林業公社の有する知識・技術を活用して、地域の林業への貢献を図る観点から、森林整備の担い手への森林集積事業に係る所有権移転斡旋業務等を受託した。

4 林業公社の経営改善に向けた取組み

熊本県林業公社経営改善推進委員会からの提言等を踏まえ、長伐期化の推進や分収割合の見直し等の追加的改善策に取り組んでいるところである。

● 長伐期化の推進

伐採時期の平準化・公益的機能の維持増進、木材収入の向上等を図るため、伐採する年齢を80年に延長する取組みを進めており、令和3年度末までの契約変更面積は6,514haとなった。

● 分収割合の見直し

平成20年度に、分収割合の見直しと非皆伐施策を推進するため、県、林業公社、市町村等で構成する「熊本県美しい森林整備対策協議会」が設置され、この協議会と連携し、収入の確保を図るため、林業公社の分収割合を引き上げる見直し(私有林は6:4から7:3へ、市町村及び財産区有林は8:2へ)を進めており、令和3年度末までの変更契約面積は5,538haとなった。

● 事業の見直し

木質バイオマス需要の高まり等への対応として直送・直接販売による流通や販売コストの削減を図り、出荷販売の収益性最大化に努めている。

報告第 2 5 号

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団
法人熊本県林業従事者育成基金の令和 3 年度決算に関する書類及び令和 4 年度事業計画に
関する書類を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の令和3年度決算概要について
林業振興課

1 基本情報

(1) 設立の目的

①林業従事者の就業環境を整備し、②その安定確保を図るとともに、③若年従事者の育成確保を促進させることにより、林業を魅力あるものとし、併せて活力ある山村社会を構築するため、県、市町村、森林組合、県森林組合連合会、民間林業会社が出捐して「財団法人熊本県林業従事者育成基金」(以下「育成基金」という。)を平成元年11月に設立。

なお、平成24年4月1日から、新公益法人制度に基づき公益財団法人に移行している。

(2) これまでの経緯

- ・育成基金は、平成元年に設立され平成9年度までに総額32億円の基本財産を積立。
- ・県は、平成9年度に「林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)」に基づき、育成基金を「熊本県林業労働力確保支援センター」に指定。
- ・育成基金は、平成19年11月から無料職業紹介事業許可取得により林業への就職斡旋事業を実施。

(3) 設立年月日 平成元年11月30日

(4) 組 織 役員等：評議員7名、理事14名、監事3名
(R4.7.31現在) 職員等：16名(職員2名、嘱託13名、臨時職員1名)

(5) 基本財産 2,513,930千円(本県の出資額2,152,316千円、出資比率85.6%)

出捐団体名	金額(千円)	割合(%)	備 考
熊 本 県	2,750,000	85.6	
市 町 村	228,115	7.1	全市町村
森 林 組 合	178,715	5.6	15組合
民間林業会社	39,380	1.2	6社
県森林組合連合会	15,650	0.5	
計(A)	3,211,860	100.0	平成9年度末時点
取崩額(B)※	698,100	21.7	=(B)/(A)
H20・21年度出捐額(C)	170		H20年度2社、H21年度2社
計(現在額)	2,513,930		=(A)-(B)+(C)

※取崩年度…H12、13、15、22、23、24、27、28、29、30、R1、R2、R3年度

2 決算の概要

(1) 正味財産増減計算書 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	公益目的 事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
經常収益 (A)	246, 578	6, 338	252, 916
經常費用 (B)	247, 200	3, 234	250, 434
当期經常増減額 (C)=A-B	△622	3, 104	2, 482
經常外収益 (D)	0	0	0
經常外費用 (E)	0	0	0
当期經常外増減額 (F)=D-E	0	0	0
他会計振替額 (G)	0	0	0
当期一般正味財産増減額 (H)=C+F+G	△622	3, 104	2, 482
一般正味財産期首残高 (I)	6, 890	6, 566	13, 456
一般正味財産期末残高 (J)=H+I	6, 268	9, 669	15, 938
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額 (K)	△293, 688	△39, 253	△332, 941
指定正味財産期首残高 (L)	2, 310, 604	366, 150	2, 676, 754
指定正味財産期末残高 (M)=L+K	2, 016, 916	326, 897	2, 343, 813
III 正味財産期首残高 J+M	2, 023, 184	336, 566	2, 359, 751
当期正味財産増減額 H+K	△294, 310	△36, 149	△330, 459

※ 単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

- (2) 当期正味財産増減の主な理由
 法人全体の今期の正味財産増減額は△330, 459千円で、主に公益目的事業会計における減少によるもの。主たる要因は、決算時において、市場金利の上昇により債券評価額が減少したためであるが、公益目的事業を実施する上で支障のない範囲の減少である。

3 事業実績等

○ 公益目的事業	事業名	事業内容	事業費(千円)
①	林業労働力確保・林業従事者対策に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> 退職金共済制度掛金の事業主負担の1/2以内を助成(58事業体、644人) 社会保険制度掛金の事業主負担の1/2以内を助成(62事業体、644人) 新規参入者を雇用した事業体への給与安定のための助成(19事業体50人) 新規参入者の住宅確保のための助成(4事業体4人) 	112, 700
②	林業に関する研修教育事業	<ul style="list-style-type: none"> 林業に興味を持つ者を対象とした林業体験学習会、林業就業希望者を対象とした長期研修、既林業従事者を対象とした技術向上研修、中堅従事者を対象とした指導者養成研修等 	118, 649
③	林業に関する雇用改善推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 林業事業体への雇用改善の指導及び「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善計画の指導 	805
④	林業就業に関する広報・啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 雇用情報誌の発行、林業技能競技会の開催、「くまもと林業担い手の元気づくり大会」の開催、永年勤続者の表彰等 	5, 051
⑤	林業労働無料職業紹介事業	<ul style="list-style-type: none"> 県内林業事業体への就職斡旋(求人票受理数35人、求職票受理数23人、就職者数21人) 	723
⑥	公益目的共通事業	<ul style="list-style-type: none"> 基金運営に伴う人件費、法定福利費、一般需用費等の共通経費 	13, 025

報告第 26 号

公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第243条の3第2項の規定により、公益財団法人くまもと里海づくり協会の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和4年9月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公益財団法人くまもと里海づくり協会の令和3年度決算概要について

水産振興課

1 基本情報

(1) 設立の目的

水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育成を計画的かつ効率的に実施し、熊本県民への水産物の安定供給と海洋環境の保全に寄与することを目的とする。

(2) これまでの経緯

昭和59年7月、財団法人熊本県栽培漁業協会として設立し、平成23年4月に新公益法人制度に基づき、公益財団法人くまもと里海づくり協会へ移行。

(3) 設立年月日 昭和59年7月1日

(4) 組 織 役員等：評議員10名、理事15名、監事3名
(R4.3.31現在) 職員等：職員13名

(5) 基本財産 594,800千円 (県出捐金額190,000千円 出資比率31.9%)

2 決算の概要

(1) 正味財産増減計算書内訳表 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで (単位:千円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会 計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
經常収益(A)	223,426	780	11,324	235,529
經常費用(B)	234,434	1,138	9,069	244,641
特定資産評価損益等(C)	△239	△2	60	△181
当期經常増減額(D)=A-B+C	△11,247	△360	2,315	△9,293
經常外収益(E)	0	0	0	0
經常外費用(F)	0	0	0	0
当期經常外増減額(G)=E-F	0	0	0	0
他会計振替額(H)	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額(I)=D+G+H	△11,247	△360	2,315	△9,293
一般正味財産期首残高(J)	75,688	12,817	279,779	368,283
一般正味財産期末残高(K)=I+J	64,440	12,457	282,094	358,991
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額(L)	0	0	0	0
指定正味財産期首残高(M)	0	0	383,500	383,500
指定正味財産期末残高(N)=L+M	0	0	383,500	383,500
III 正味財産期末残高 K+N	64,440	12,457	665,594	742,491
当期正味財産増減額 I+L	△11,247	△360	2,315	△9,293

※単位表示未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

(2) 当期正味財産増減の主な理由

法人全体の今期の正味財産増減額は△9,293千円で、主に公益目的事業会計における減少によるもの。主たる要因は、人件費に係る支払退職金及び種苗生産費に係る燃料費の増加等であるが、公益目的事業を実施する上で支障のない範囲の減少である。

3 事業実績等

(1) 里海づくり事業 (公益目的事業)

ア 里海づくり推進事業

事業費:194,887千円

(ア) 水産動植物の種苗生産及び配付

事業費:189,025千円

つくり育てる漁業を推進する市町、漁協や協議会等に魚介類の種苗を生産し配付した。配付した魚種は、マダイ、ヒラメ、イサキ、カサゴ、アユの5魚種及びクルマエビ、ガザミ、タイワンガザミ、アカウニの4介類で合計9種である。

(イ) 共同放流事業の推進

事業費:5,223千円

マダイ、ヒラメ、イサキ、カサゴ、ガザミ、クルマエビの共同放流事業を行っている熊本県栽培漁業地域展開協議会に参画し、共同放流事業の推進を図った。放流サイズ・尾数は下表のとおり。

魚種	マダイ	ヒラメ	イサキ	カサゴ	ガザミ	クルマエビ
サイズ	50mm	50mm	40mm	50mm	3令期	40mm
尾数	998千尾	575千尾	252千尾	109千尾	470千尾	1,400千尾

(ウ) 種苗放流効果の実証

事業費:639千円

県内主要市場等のモニタリング調査により漁業生産の増大に係る効果を把握するとともにその成果の啓発普及を図った。

イ 里海づくり技術開発試験

事業費:39,101千円

(ア) 種苗生産技術開発試験

事業費:24,066千円

熊本ブランドとして期待されるクマモト・オイスターの大量種苗生産技術の開発試験及び新たな栽培対象魚種の開発を目指したキジハタの種苗生産技術開発試験を、県から受託し実施した。(一部単独事業)

(イ) 中間育成技術開発試験

事業費:13,322千円

資源回復を目的としたアサリ人工稚貝、タイラギ等の中間育成技術開発試験、マカレイの種苗生産・中間育成試験を県から受託し実施した。

(ウ) 種苗生産技術等安定試験

事業費:1,713千円

種苗性や生産性の向上を目指し、技術改良のためのデータ収集やヒトエサ人工採苗網の量産試験を実施し、採苗網538枚を生産・配付した。

ウ 里海づくり事業の啓発普及

事業費:489千円

八代漁協が行う種苗生産や各漁協等が行うマダイ、ヒラメ、イサキ、カサゴ、クルマエビ、ガザミの中間育成及び放流の指導・助言等を行った。

また、教育機関・地域団体からの研修依頼等を受入れ、里海づくり事業が県民に広く理解を得られるよう啓発普及(報道機関に対し情報提供等)した。

(2) その他の事業 (収益事業)

事業費:1,169千円

養殖業の発展を目的に、10~12mmのクルマエビ種苗380千尾を生産し配付した。

「資源特別回復区域」・「資源育成促進区域」について

令和4年9月熊本県議会定例会
農林水産常任委員会

別添資料

	対象漁協	区域指定の目的	区域指定までの流れ		
			6～8月	9月	9月30日
(13条) 特別回復区域	蓄養を行わない漁場を管理する漁協 (1漁協)	輸入あさりの蓄養から漁業に転換できるような新たな生産体制の構築	事前調整 ○県が対象漁協へ説明 ・ 条例の内容 ・ 資源回復案 ○県と漁協で意見交換 申請の意思有	関係市町等と協議 区域指定の申請 ○申請書 ○添付書類 ・ 誓約書 (蓄養を止める) ・ 特別回復計画 (資源回復の取組内容)	区域指定 指定書交付 公示
(14条) 育成促進区域	上記以外の漁協 (20漁協)	熊本県産あさりの生産性向上	事前調整 ○県が対象漁協向けに 合同説明会 を開催 ・ 条例の内容 ・ 支援内容 ○県と漁協で意見交換 取組の意思有	関係者協議 県、指定予定の区域を管理する漁協及び 関係市町 が区域指定後の 取組の内容等を協議	区域指定 公示

取組開始

【参考1】あさり資源特別回復区域 (13条) の支援内容

【蓄養を行わず、あさり資源の回復に向けた集中的な取組を進める漁場】

指定漁場：特別回復区域第1号
(関係漁協：滑石漁協、関係市町：玉名市)

【R4年度9月補正による支援】

予算額：6,804千円 (県10/10)
支援内容：①採苗や育成に係る効果調査・技術移転 (3,364千円)
②技術移転された採苗等の取組支援 (3,440千円)



写真1 網袋による採苗



写真2 垂下カゴによる育成

【参考2】あさり資源育成促進区域 (14条) の支援内容

【県産あさりを着実に出荷するために必要な漁場】

指定漁場：育成促進区域第1号～第10号
(関係漁協：下表の20漁協)

【R4年度9月補正による支援】

予算額：16,000千円 (県10/10) (うち県推進費798千円)
支援内容：被覆網等の購入支援及び食害生物(チヌ)駆除支援

表 指定区域の関係漁協一覧 (朱書きが9補での対象漁協)

〔有明海〕	① 荒尾漁協	⑦ 沖新漁協	〔八代海〕	⑬ 三角町漁協
	② 熊本北部漁協	⑧ 畠口漁協		⑭ 松合漁協
	③ 横島漁協	⑨ 海路口漁協		⑮ 竜北漁協
	④ 河内漁協	⑩ 川口漁協		⑯ 鏡町漁協
	⑤ 松尾漁協	⑪ 住吉漁協		⑰ 千丁漁協
	⑥ 小島漁協	⑫ 網田漁協		⑱ 昭和漁協
			⑲ 八代漁協	
			⑳ 二見漁協	

※今回は、秋～冬期はノリ養殖期間かつ潮が引かないため、12漁協を対象

あさり資源特別回復区域・育成促進区域

